

食品安全委員会遺伝子組換え食品専門調査会

第9回会合議事録

1．日時 平成16年3月22日(月) 14:00～14:43

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」案に関する御意見・情報の募集結果について

(2) その他

4．出席者

(専門委員)

早川座長、五十君専門委員、池上専門委員、今井田専門委員、小関専門委員、澤田専門委員、澁谷専門委員、手島専門委員、丹生谷専門委員、山川専門委員、山崎専門委員、

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、本間委員

(事務局)

一色事務局次長、村上評価課長、宮寄評価調整官、三木課長補佐、岡本係長

5．配布資料

資料1 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」案に関する御意見・情報の募集結果について(専門調査会回答案)

資料2 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準(案)

参考資料1 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」案に対して寄せられた御意見等

6．議事内容

早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。よろしくお願いたします。本日は、12名の専門委員に御出席をいただいております。

なお、日野専門委員、室伏専門委員、渡邊専門委員は、本日は所用のためお休みされております。それから、宇理須専門委員は遅れてこられるということでございます。それから、オブザーバーといたしまして、寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、本間委員に御出席いただいております。審議の状況によりましては、御発言いただくこともあるかと思いますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日は3月10日をもって御意見・情報の募集期間が終了いたしました。「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」案に対しまして、個人、法人、団体の方々からいただいた9通の御意見を踏まえて、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の評価基準について検討を行う予定にしております。

それでは、お手元の資料の確認をいたしたいと思しますので、事務局からお願いいたします。

宮崎評価調整官 それでは、資料を御確認させていただきます。先生方のお手元に本日の議事次第、本調査会の名簿、それから本日の座席表がそれぞれ1枚であろうかと思います。

資料1といたしまして、国民の皆様からの御意見・情報の募集結果について（専門調査会回答案）ということで付けさせていただきます。表になっておりまして、左側がいただいた御意見・情報の概要で、右側に専門調査会の回答（案）があるもので、3枚紙でございます。

資料2といたしまして、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（案）でございます。

参考資料1といたしまして、今、早川先生からもありましたけれども、寄せられました御意見9通ございまして、それをそのままとじさせていただいたものでございます。

本日の資料は以上でございます。

早川座長 資料はお手元におそろいでしょうか。

それでは、議題1の審議に入りたいと思います。寄せられました御意見・情報について、起草委員の御協力も得まして、回答案を作成いたしました。これについて、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

三木課長補佐 それでは、事務局の方から御説明をさせていただきます。御意見・情報の募集につきまして、座長からも御説明がございましたが、2月6日の第5回専門調査会で評価基準の調査会案というのを御検討いただきまして、2月12日の第32回食品安全委員会において、国民からの御意見・情報の募集を実施することについて御了承を得たというところございまして、2月12日から3月10日の4週間、食品安全委員会のホームページ等においてその意見の募集を行いました。

その結果、参考資料1のとおり9通の御意見をいただきまして、これを基に座長の御指示によってこの専門調査会の回答案というのをとりまとめさせていただきましたものが、資料1でございます。資料1につきまして、事務局の方から簡単に御説明をさせていただきたい

と思います。

まず、先ほど申しましたけれども、実施期間については2月12日から3月10日の4週間、提出方法はインターネット、ファックス、郵送。提出状況が9通でございます。このいただいた御意見、参考資料1のとおりですけれども、これを基に意見の内容によって分けさせていただいたというものでございます。

上から御説明をさせていただきますと、まず意見の区分として、第1章に係る部分として意見の概要については、「遺伝子組換え添加物」という名称では、あたかも添加物自体が組換えを受けているものと誤解される可能性が高いということで、省略しない方法、もしくは省略しても組換え技術利用添加物とか、組換えDNA技術応用添加物等に変更すべきではないかという御意見でございます。

これについての回答案といたしましては、本文中第1章 第1において「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物」を本基準中においては、便宜上省略をして、遺伝子組換え添加物と、ちょっと長過ぎるということでこういう形で省略をさせていただいているものでありますので、御指摘のような誤解をされないように説明をしていきたいということでございます。

実際、どの部分かと言いますと、資料2をごらんいただきますと、資料2の安全性評価基準(案)の1ページ目の「第1章 総則」の第1の下から3行目に、以下、「遺伝子組換え添加物」ということで説明をしてあるので、このとおりでよろしいのではないかとことが回答案でございます。

次に、第1章、第3の対象となる添加物及び目的、資料2でいきますと2ページの第3というところでございます。まず御意見としましては、既存の食品製造にかかる技術への影響、環境に及ぼす影響などを度外視したまま安全性評価を行うことは問題であると。カルタヘナのお話も書いてございましたが、環境とか倫理、道徳、社会経済に係る事項の審査も目的とすべきであるという御意見でございます。

これについては、食品安全委員会においては、食品が摂取されることによるヒトへの健康影響の観点から、当該食品に係るリスク評価を行っており、この基準案についてもこの観点から作成をされているということでございます。

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の評価については、環境等のその他の要因については、対象から外しているということでございますが、これは1つはそういった微生物の環境への影響については、カルタヘナ担保法の第2種使用等に係る規制を受けるということになり、環境省なり農水省による環境影響評価が行われているものというふうに承知しているということでございます。

また、国内で遺伝子組換え微生物を利用して添加物を製造する場合には、別途厚生労働省が作成しております、組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準に適合する必要があるということでございます。

次の御意見としましては、本文中に原則として組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合、または組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合に該当する微生物を利用して製造されたものは含まないとするというふうに書かれておりますが、この「原則として」の意味を教えてくださいというものと、この意味の中に例外があればその例外に該当する事項について教えてくださいという御意見でございました。

本文中のこの部分は、先ほどの資料2の2ページの第3の上から4行目、真ん中ぐらいから原則としてというところがありますが、まず「原則として」と書いてあるのは、その4行ぐらい下の文書の頭に「ただし」というのがございますが、「ただし」の以下に示される場合に、この影響について検討する必要があるということも想定をして、「原則として」というふうに記述をしているものでございます。

また、その例外に該当する事例については、その都度食品安全委員会の専門調査会の方で判断をすることとしているということでございますが、例外はこのただし書きの部分が例外になるということでございます。

4つ目の御意見は、本文中に「同一の種に属する微生物のDNA」という形で記述をしてございますが、このDNAを宿主に導入する際に用いられ、合成された制限酵素サイトやリンカーが最終的に残っている場合、勿論それらサイトやリンカーが残っていることで、新たな物質が生成されることもなく、他遺伝子への影響もないことを前提として、その扱いとか考え方について教えてくださいという御意見でございます。

回答案といたしましては、制限酵素サイトやリンカーが残っていることで、新たな物質が生成されていることはなく、他遺伝子への影響もないことが明らかな場合には、一般的に安全性上の問題はないと考えますが、個別事例についてはその都度食品安全委員会（遺伝子組換え食品等専門調査会）において判断することとしています。ということでございます。

次に、第1章 第4、資料2の2ページ目の半分より下の部分からでございますが、これに対する御意見でございます。本文中の「意図的に生産された有効成分の質的及び量的な変化に加えて、非意図的に混入するおそれのある夾雑物等の非有効成分の質的及び量的な変化についても、考慮する必要がある」という文については、「考慮」ではなく「必要用条件」とすべきということで。資料2の2ページの一番最後の考慮する必要があるというところについての御意見でございます。

この部分については、まず資料2の第4の部分では、安全性評価の原則ということでございますが、ここの部分では当該微生物の製造に用いられた組換え体について、既存の宿主との比較における安全性評価を行う必要があるということにしておりまして、実質的には基本的な考え方の2というのが、資料2の3ページ目に2というのがございますが、ここで非意図的に実質的に混入するおそれのあるものも含め、予想されるすべての形質の変化について評価を行うということとしているということでございます。

次の質問が、この資料2の3ページ目の3番に関する御質問でございまして、下から6行目あたり、毒性・アレルギー誘発性というところについての御意見でございます。本文中のこの下から6行目の部分については、組換え技術を利用していない食品用酵素において、アミノ酸配列が多種多用であるという現状と整合性が取れないという御意見でございまして、このようなアミノ酸置換を伴う食品用酵素は、自然界に存在し得る酵素の多様性の範囲であり、アレルギー誘発性に影響を及ぼすものではないと考えるということでございます。

ここの部分の御意見については、回答案といたしましては、本基準においては、評価の原則に示すとおり、既存の添加物と比較して新たに加えられた遺伝子組換え体由来の成分を中心に安全性評価を行うこととしており、アレルギー誘発性についても必要に応じて個別に判断をしていくということでございます。

資料1の2ページ目にまいりまして、次に抗生物質耐性マーカー遺伝子に係る御意見をいただいております。資料2で言いますと、4ページの上から5行目の5番の部分でございます。御意見としては、抗生物質耐性マーカーが「直ちに安全性上問題となるものではない」という記載については根拠があいまいであり、新たな形質転換技術の開発まで使用は凍結すべきという御意見でございました。また、腸内細菌への移行評価を行う必要があるという御意見でございます。

回答案としましては、これは植物のときと同じような回答になってございますが、現在抗生物質耐性マーカーとして使われているカナマイシン耐性遺伝子等については、我が国や米国等においても詳細な安全性評価が行われており、また新たな耐性菌を生み出す可能性がないものが使用されているということございまして、直ちに安全性上の問題となるものではないと考えているということでございます。

しかしながら、コーデックスの基準にもあるとおり、「将来的に安全に代替できる技術があれば、その技術を使うべき」という旨を基本的な考え方としているということで、その考え方をこの部分に記述をしたということでございます。

また、最終的にヒトが摂取するのは、この本基準の場合は添加物ということでございますので、腸内細菌への移行は考慮する必要はないと考えているということでございます。

次の御意見については、第2章の部分についていただいた御意見でございます。1つ目は、これは全般的な御意見にもなり得ますが、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の審査に当たっては、遺伝子の構築過程ではなく、最終的な遺伝子構成、最終産物としての添加物製品の安全性評価を行うべきであるという御意見でございます。

回答案としましては、最終産物としての添加物製品の安全性確認ということを行うためには、その製造過程の技術的な内容を確認する必要もあるということで、そのための必要なデータということを求めていますというのが回答案でございます。

その次の御意見が、資料2で言いますと、6ページの上から(5)とか(6)と書いてある部分でございますが、ベクターの伝達性とか、その宿主依存性という部分については、生

産菌が最終酵素製品に残存しない場合、この最終酵素製品が生産菌由来の形質転換可能な r-DNA を含まない場合は、これらの文書は必要ないのではないかという御意見でございます。これも先ほどと同じような形で、ベクターについての基礎的な情報として必要というふうに考えているということでございます。

次に、資料 2 で言いますと 7 ページの上から 4 行目以降の挿入遺伝子の機能というところで、アレルギー誘発性等に関する部分の記述でございます。

1 つ、アレルギー誘発性の評価については、アレルギー疾患そのものがまだよくわかっていない状態であり、慎重に行う必要があると。安全性評価では、臨床試験を加えた形にすべきという御意見でございます。

調査会の回答案としましては、新たに産生された添加物のアレルギー誘発性については、必要と判断される場合には、適切かつ慎重に評価を行うべきと考えているというのが 1 つの回答案でございます。

第 2 章 第 4 の 2 の (3) においては、組換え体の安全性評価について考慮すべき形質ということで、先ほどの 7 ページの上から 4 行目以降でございますが、その形質を挙げているということでございます。

なお、遺伝子組換え食品等のアレルギー誘発性の検討を目的とした臨床試験、皮膚テストや経口負荷試験のようなものについては、被験者等にメリットはなく、FAO/WHO の合同専門家会議等においても倫理的に問題を生じる可能性が高いとされているということで、これが回答案でございます。

次のアレルギー誘発性に関する安全性評価に関する御意見につきましては、先ほどの第 1 章、第 4 の回答ということで、資料 1 の 1 ページの一番下の回答と同じということで整理をさせていただいております。

その下のベクターへの挿入 DNA の組込み方法に関する事項で、各遺伝子の導入順序とか方法を記載することになっているが、発現ベクター等の挿入遺伝子の全塩基配列が明らかである場合は、構築の過程を問う意味はないのではないかという御意見でございます。これは資料 2 で言いますと、7 ページの真ん中の 4 番というところの記述の関係でございます。

これも回答案としましては、最終的に宿主に挿入されるベクターについての基礎的な情報として必要であると考えているということでございます。

次の御意見が、第 2 章 第 7 に関する御意見で、資料 2 で言いますと 9 ページの第 7 ということで、下から 2 行目からになります。組換え体の残存に関する事項というところについての御意見でございます。

まず、ドットプロットで調べるとプローブと同様の配列を有する DNA あるいは RNA も検出することができるので、必ずしも生きた組換え体を検出することとはならない。生きた組換え体の有無を検出することが目的であれば、製品中から組換え体を分離できるか否かで判定すべきという御意見でございます。

回答案としましては、本基準においては組換え体の生死に関わらず、残存しているか否かということの確認を行うということをごさいます、このためにドットプロットハイブリダイゼーション法等の適切な試験によるデータが必要と考えていますということが回答案でございます。

次から4つほどの御意見をいただきましたのは、資料2の10ページの第8の試験に関する関係の御意見でございます。意見を先に御説明させていただきますと、まず1つ目の御意見が、第8では第2～第7の事項により安全性の知見が得られない場合に用いられるさまざまな安全性試験が列挙してあるが、国際的には90日間の経口投与による毒性試験、また短期の試験としての細菌を用いる変異原性試験等の試験があるが、当該酵素が長年にわたる食経験から安全とみなされる微生物によって生産されている場合には、広範囲にわたる試験を行わずに認可をされていると。こういった添加物を用いて製造される食品添加物（天然添加物）の安全性試験としては必要以上のものが含まれているのではないかと御意見です。

次のページにまいりますと、そういった意味で食品添加物の指定とか、使用基準の改正に関する指針というのは、平成8年3月に示されておりますが、ここで望ましいとされているげっ歯類28日間反復投与試験とか、変異原性試験と整合を取るべきではないかという御意見で、JECFAという国際的な専門家会議でございますが、ここでは歴史のある微生物に遺伝子組換え技術を応用した場合には、長期の毒性試験は必要としないということから、短期の経口毒性試験、急性変異原性試験で十分と考えられて、それ以外は削除すべきという御意見です。

最後の御意見が、遺伝子組換え微生物がもたらした予測できなかった事件の一つに、昭和電工のトリプトファン事件があるが、予測できなかった不純物の生成が原因だった。この事件を考慮し、少なくとも添加物そのものを用いた、長期・短期両方での動物試験を重視すべき、実施すべきというような御意見でございます。

この御意見に対する回答案が、2ページ目に戻らせていただきますと、この第8に記載されている試験については、第2～第7で安全性の知見が得られない場合に行う試験の例として記載をしているものですが、そのような場合には一律に列挙されている試験を行うのではなく、個別事例ごとに必要な試験を科学的、合理的に選択すべきと考えています。なお、L-トリプトファンによる健康危害事件については、これまでの調査により、精製工程を一部省略したことにより、有害不純物が混入したことが原因と推定されています。というのが、回答案でございます。

3ページ目にまいりますと、全般に対する御意見でございますが、まず1つ目の御意見が、我が国のように遺伝子組換え技術を利用して製造された食品添加物に特化した安全性評価基準を行っている事例は欧米には見られないということで、諸外国との整合性、国内における食品添加物の安全性評価法との整合性について検討いただきたいということでございますが、食品安全委員会としましては、遺伝子組換え微生物により製造された食品添加物の安全性に

ついて、科学的知見に基づき適切に評価していきたいと考えていますというのが、回答案でございます。

次の御意見が、本基準の対象範囲外となる場合として、いわゆるセルフクロニング、ナチュラルオカレンスが挙げられるが、本基準に該当するか否かの判断は、どの機関により、どのように行われるのか明示すべきではないかという御意見でございます。

回答案としましては、対象外に該当するか否かについては、個別事例ごとに食品安全委員会(遺伝子組換え食品等専門調査会)が判断することとしていますということでございます。

次に、知的所有権が壁になり、審議資料、審議そのもの、審議結果まで、肝心な部分が公開されてきていない。非公開を前提とした申請はそもそも受け付けるべきではないという御意見でございますが、個人情報や知的財産にかかわる情報等の保護には十分配慮しなければならないものと認識しておりまして、該当部分の公開等は難しいと考えておりますが、それ以外については原則公開としているところであります。また、健康影響評価に当たっては、透明性・公正性の確保に努め、適正な評価を行ってまいりたいと考えておりますということでございます。なお、申請の受付は厚生労働省が行っているということでございます。

次の御意見が、遺伝子組換え技術を利用して製造された添加物の安全性の挙証責任は申請事業者が負うべきという御意見でございますが、食品の安全性に対する責任については、食品安全基本法第8条にも規定されておりますが、一義的には食品関連事業者が負うということで認識をしているということでございます。

しかしながら、遺伝子組換え食品等の安全性確保については、申請資料の科学的妥当性について食品安全委員会で評価しているということでございます。

最後の御意見が「遺伝子組換え食品等専門調査会」の審議の進め方に問題があると。各委員の意見が十分に述べられないまま、座長と一部の起草委員、事務局の案が最終案となるおそれがあるということでございまして、添加物の使用に際して慎重な立場の者が審議の場に存在することが、説得力を持たせるのではないかとということでございます。

パブリック・コメントも含めて、今回も形式的な手続がまかり通るようであれば国民の信頼は得られないということで、評価基準は専門調査会に差し戻して、市民の意見、すべての意見を反映させるなどの必要があるということでございます。

回答案としましては、これまで専門調査会においては、起草委員を選出し、起草委員が打ち合わせ等を行い、基準等の案を作成するとともに、この案について調査会の場で各委員が専門の立場で御意見を述べ、科学的、かつ適切な審議を公開の場で進めてきました。また、作成案についての御意見等の募集により、いただいた御意見についてもその対応を調査会で検討し、科学的に適切なものは反映するなど、適切に進めてきたつもりということでございまして、今後とも手続の透明性、公正性に十分配慮して、科学的な評価を行っていく所存ということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

早川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局から御説明をいただいたわけですが、資料1の回答の内容について、委員の先生方から御意見・御質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうぞ。

丹生谷専門委員 3ページの「全般」と書いてあるところの真ん中より少し下なんですけれど、全般の2つ目ですが、セルフクローニング、ナチュラルオカレンスが、どの機関により判断されるのかを明示すべきではないかという質問、それに対して、答えには食品安全委員会が判断すると書いてあります。ただ、この質問は明示すべきではないかということの意見ですから、明示していないのが現状であれば、それに対して明示はしていないけれども、それでよろしいのであるという答え方、あるいはおっしゃるとおりで明示しますとかそういうことになるんだと思うんですけれども、ここはそういう意味では食い違っているんじゃないかと思います。

早川座長 これは2次元の異なることがあるかと思うんですが、1つは、本基準の中に手続論を明示するのかどうかという話。それにつきましては、本基準案というのはそういう手続論を書くところではないので、そこは書いていないという理解だろうと思います。

ですから、答えですが、これは本基準案に対する問いかけとして、どの機関により、どのように行われるのか明示すべきではないかということに関しては、本基準案にはそういう手続は明示しないという答えになるだろうと私は思います。

もう一つの点、では一体どういうところでこういうことに対する判断が行われるのかという点については、食品安全委員会で判断を行うということを示しているというふうに私は理解したんですが、いかがでしょうか。事務局の方で何か、これは手続論との関係もございませし、守備範囲との関係もございませし。

宮崎評価調整官 今、丹生谷先生から御質問もありましたし、座長から答えられたとおりでと思うんですけれども、書き方として本基準案に手続をいろいろ書くというのは適当ではないと考えますが、というか、それはお答えとしてちゃんと行った上で、ただ手続としてはこうやりますということで、この御意見に対する御回答ということで、世の中にもはっきりさせると、そういう形にさせていただければと思います。

早川座長 よろしゅうございませるか。

丹生谷専門委員 私が今の意見を述べた理由というのは、この意見を出したのはどういう立場の方かわかりませんけれども、後ろを見れば書いてあるんですけれども、もしかしたら、これは私の想像ですけども、各事業所が、メーカーが独自に判断して、これは安全評価基準にはセルフクローニングは対象としないと書いてあるから、その会社がつくっているものはセルフクローニングと判断できるので、申請しなくてよいという判断をしいのかどうかということを知りたいのかなと思ったんです。それが私の疑問に思った根拠であります。

以上です。

早川座長 そのことと言えば、疑わしきことがあれば問いかけてほしいということだというふうには私は理解しております。メーカーが自主的にすべてを判断するということは言っていないと思いますが、いかがでしょうか。

宮崎評価調整官 座長御指摘のとおりで、聞かれてこちらの方で判断をするという手続になるかと思えます。これにお答えする形ではっきりさせるという形にさせていただければと思います。

早川座長 これはそういうプロセスを何度か重ねて、事例が幾つも積み重なってきて、この議事録も公開されておりますので、こういう事例についてはこれ以上特段の安全性評価をする必要はないというような、非常に明瞭ではないかもしれないけれども、ある線引きが、データが蓄積してくるに従って出てくるのだらうと思えます。

もう少し何度もこうしたことを重ねていけば、そこら辺の御理解はある程度業界の方にも判断材料としては伝わっていくだろうというふうには思いますが、今の段階ではとりあえずここで個別に判断していくというようなスタンスだらうと思っております。

関連して何かございますか。丹生谷先生、いかがでしょうか。

丹生谷専門委員 今ので結構でございます。

早川座長 ほかにどなたかございますでしょうか。

どなたでも、どういうことでも結構でございますので、忌憚のない御発言をいただければと思います。

それでは、御意見が更にはございませんようですので、先ほどの件について、少し言葉足らずのところを追加していくという形で、この回答案、資料1については御了承いただいたというふうにさせていただきたいと思えます。

それでは、引き続いて資料2についてでございますが、これは資料1に対する意見を踏まえて、訂正すべきは訂正すべきということではあったわけですが、内容的には特に修正すべき箇所はないということのようでございますので、これをそのまま調査会の案として食品安全委員会の方に報告することにいたしたいと思えますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

早川座長 それでは、この議題1の添加物の安全性評価基準案についての検討を終了したいと思えます。

引き続きまして、議題2の「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

三木課長補佐 特にございません。

早川座長 それでは、本日の第9回の議題については終了したということでございます。今後の予定について事務局の方からお願いいたします。

三木課長補佐 本日御検討いただきました「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添

加物の安全性評価基準」につきましては、先ほど御指摘ございました資料1の回答の部分を修正させていただきました上で、3月25日、今週の食品安全委員会に御報告をして御審議をいただきたいと考えております。

次回の専門調査会でございますが、この後と、更に4月21日の水曜日の午後2時から開催するのが、委員の御都合がよろしいのではないかと考えております。御出席いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

早川座長 ありがとうございます。

それでは、次回2月21日でございますが、できましたら既に御意見を求められております遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の個別品目について、安全性審査を行いたらと考えておりますので、事務局の方で準備を進めておいていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、全般を通じて結構でございますが、何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、以上をもちまして第9回の「食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたしたいと思っております。

引き続きまして、第10回の専門調査会を準備が整い次第、非公開で開催いたしますので、委員の先生方には御出席よろしくをお願いいたします。

どうもありがとうございました。